

部局名：環境生活部

令和2年度当初予算知事査定ヒアリング資料

順番	細事業名	事業費(単位:千円)	ページ
1	私立高等学校等振興補助金	4,877,407	1
	私立専修学校研修等事業費補助金	1,000	4
2	脱炭素社会推進事業費	7,038	6
3	外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業費	10,156	8
4	高齢運転者交通安全緊急対策事業費	18,050	10
合 計		4,913,651	

令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 環境生活部 私学課

事業概要

細事業名	私立高等学校等振興補助金					区分 継続
施策	225	地域との協働と信頼される学校づくり				
基本事業	22504	私学教育の振興				
根拠 (法令等)	私立学校振興助成法 三重県補助金等交付規則 環境生活部関係補助金等交付要綱 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）交付要綱					
予算額等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	予算額					
	決算額					
事業の目的	<u>私学振興に向けて、特色ある学校づくりや健全な学校経営を支援するとともに、保護者等の経済的負担の軽減を図るため、私立学校の経常的経費等への助成を行います。</u> また、私立学校退職資金給付にかかる事業及び私立学校教職員の年金にかかる共済事業に対して助成を行います。					
事業目標	<p>＜私立高等学校等振興補助金＞</p> <p>生徒等の急減期を迎え、私立学校の経営は厳しい状況にある中、私立高等学校、中等教育学校、中学校及び小学校を設置・運営する学校法人に対して、学校運営における経常費の一部を助成することにより、学校教育の充実・発展並びに生徒等の修学上の経済的負担を軽減するとともに、学校法人の経営基盤の安定化を図ります。</p> <p>また、<u>私立高等学校に対し、特色化教育の一環として実施する「三重県の魅力や課題に気づき自らのキャリアを考える」取組に対する支援を行うことにより、若者の県内定着を図ります。</u></p> <p>＜私学振興会退職基金事業補助金＞</p> <p>県内私立学校教職員の退職金にかかる私立学校退職資金給付事業を実施している公益社団法人三重県私学振興会に対する助成により、退職金制度の安定化と私学教育の振興を支援します。</p> <p>＜日本私立学校振興・共済事業団補助金＞</p> <p>私立学校教職員の年金にかかる共済事業（長期給付）を実施する日本私立学校振興・共済事業団に対する助成により、同制度に加入する県内私立学校教職員及び設置者の負担軽減を図り、私学教育の振興を支援します。</p>					

前年度からの変更点	私立高等学校等振興補助金の特別配分項目を見直し、「三重県の魅力や課題に気づき自らのキャリアを考える」取組を追加し、若者の県内定着に向けた取組の実施を促します。
事業の必要性と期待される効果	<p>＜私立高等学校等振興補助金＞</p> <p>私立高等学校等の経営の健全化を高め、もって私立学校教育の振興を図ることは、県民の教育の機会の選択肢拡大と教育内容の多様性確保に資するものであり、私立高等学校等における経常費の一部を助成し、公立学校にはできない私立学校ならではの特色ある教育の推進を支援します。また、私立学校運営は引き続き厳しい状況が続くため、財政支援を継続する必要があります。</p> <p>教育の維持・向上が図られ、生徒等の修学にかかる保護者の経済的負担が軽減されるとともに、学校法人の経営基盤の安定化が図られます。</p> <p>また、<u>私立高等学校において、公教育の一翼を担う機関として県政の課題解決「若者の県内定着」に資するキャリア教育に取り組むことを数値目標に盛り込み、県政の課題解決に向けた取組に対して支援を行うことにより、県内に進学・就職する生徒や、大学等進学前に戻る生徒が増え、若者の県内定着につながることが期待されます。</u></p> <p>＜私学振興会退職基金事業補助金＞</p> <p>私立学校の教職員の退職金制度に対する助成は、教職員の処遇の安定及び資質の向上につながることから、制度の安定化を支援するため、公益社団法人三重県私学振興会に対して引き続き助成する必要があります。</p> <p>公教育の一翼を担う私立学校の教職員の退職資金にかかる助成により、退職金制度の安定化に寄与し、教職員の処遇の安定、必要な人材の確保が図られます。</p> <p>＜日本私立学校振興・共済事業団補助金＞</p> <p>私立学校は公教育の一翼を担っており、私立学校の教職員及び設置者の共済掛金の負担の一部軽減を図ることで、次代を担う子どもたちを育む私立学校の教職員が安心して勤務できる環境を支えていくため、日本私立学校振興・共済事業団に対して引き続き助成する必要があります。</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団の長期給付にかかる共済事業への助成により安定した事業運営がされ、私立学校の教職員が安心して勤務することができ、私立学校の教育条件の維持向上が図られます。</p>

取組詳細

取組概要	<p>＜私立高等学校等振興補助金＞</p> <p>私立高等学校、中等教育学校、中学校及び小学校を設置・運営する学校法人に対して、学校運営における経常費の一部を助成します。</p> <p>＜私学振興会退職基金事業補助金＞</p> <p>公益社団法人三重県私学振興会に対して、退職金制度の安定化と私学教育の振興を支援す</p>
------	---

	<p>るため助成します。</p> <p>＜日本私立学校振興・共済事業団補助金＞</p> <p>私立学校教職員の年金にかかる共済事業（長期給付）を実施する日本私立学校振興・共済事業団に対して助成します。</p>
--	--

取組内容等

知事復活項目

(1) 私立高等学校等振興補助金

私立高等学校、中等教育学校、中学校及び小学校を設置・運営する学校法人に対して、学校運営における経常費の一部を助成します。

令和2年度助成予定：15 学校法人 28 校

・高等学校（全日制）13 校・中等教育学校（後期課程）1 校

3,531,412 千円（3,028,189 千円）

・高等学校（狭域通信制）3 校 81,794 千円（ 70,139 千円）

・中学校 9 校・中等教育学校（前期課程）1 校 827,426 千円（ 709,520 千円）

・小学校 2 校 224,278 千円（ 192,319 千円）

(2) 私学振興会退職基金事業補助金

【復活要求額】128,878 千円（128,878 千円）

県内私立学校教職員の退職金にかかる私立学校退職資金給付事業を実施している公益社団法人三重県私学振興会に対して、退職金制度の安定化と私学教育の振興を支援するため助成します。

(3) 日本私立学校振興・共済事業団補助金

【復活要求額】83,619 千円（83,619 千円）

私立学校教職員の年金にかかる共済事業（長期給付）を実施する日本私立学校振興・共済事業団に対して、同制度に加入する県内私立学校教職員及び設置者の経済的負担の軽減を図り、私学教育の振興を支援するため助成します。

令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 環境生活部 私学課

事業概要

細事業名	私立専修学校研修等事業費補助金					区分	継続
施策	225	地域との協働と信頼される学校づくり					
基本事業	22504	私学教育の振興					
根拠 (法令等)	私立学校振興助成法 三重県補助金等交付規則 環境生活部関係補助金等交付要綱						
予算額等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算額						
	決算額						
事業の目的	私立専修学校の振興を図ることを目的に、教職員の資質向上研修や専修学校の広報事業等への助成を行います。						
事業目標	私立専修学校の統括団体が行う教職員の資質向上研修に対する助成を行うことにより、魅力ある教育機関となるよう支援します。 また、 <u>専修学校の広報事業等に対し助成を行うことにより、県内の専修学校に進学し就職する若者の増加に向けた取組を支援します。</u>						
前年度から の変更点	補助内容を見直し、学校の教育内容の充実に対する支援に替え、県内の専修学校に進学し就職する若者の増加に向けた取組に対する支援を行うこととします。						
事業の必要性と期待される効果	<u>専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育により地域を支える専門人材を養成する教育機関として大きな役割を果たしています。</u> <u>また、私立専修学校の卒業生の県内企業等への就職率は、大学に比べ高い状況にあることから、専修学校へ進学する生徒を増やすことは、若者の県内定着につながるといえます。</u> 私立専修学校の統括団体が行う教職員の資質向上を図るために研修や専修学校の広報事業等に対して支援を行うことにより、教職員の資質向上、専修学校の体制の強化とともに、中学生、高校生、学び直しを考える社会人が進路の選択肢として専修学校を選び、様々な分野の専門人材を養成することができ、若者の県内定着につながることも期待されます。						

取組詳細

取組概要	私立専修学校の統括団体が行う教職員の資質向上研修や専修学校の広報事業等の経費の一部を助成します。
取組内容等	

知事復活項目

(1) 私立専修学校職員研修等にかかる助成 【復活要求額】1,000千円(1,000千円)

私立専修学校の統括団体が行う職員研修等関係経費の一部を助成します。

令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課

環境生活部 地球温暖化対策課

事業概要

細事業名	脱炭素社会推進事業費					区分 一部新規
施策	151	環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり				
基本事業	15102	地球温暖化対策の推進				
根拠 (法令等)	地球温暖化対策の推進に関する法律 三重県地球温暖化対策推進条例 三重県地球温暖化対策実行計画 三重県環境基本計画					
予算額等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	予算額					
	決算額					
事業の目的	<u>2019年12月に行った三重県脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ」を契機とし、県民の皆さん、事業者、行政など様々な主体と連携し、オール三重で脱炭素社会の実現を目指し、地域から世界の脱炭素化に貢献していきます。</u>					
事業目標	知事をトップに、県民の皆さん、事業者、行政など様々な主体による推進体制を構築し、課題等の共有や意見交換、推進施策の検討を行うほか、キックオフイベントの開催等を通して、オール三重で脱炭素社会の実現に向けた機運の醸成を図ります。 また、脱炭素に率先して取り組む事業者や市町の地域における取組への支援等を通して、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進します。					
前年度からの変更点	細事業「低炭素社会づくり推進事業」を「脱炭素社会推進事業」に変更 細々事業に「脱炭素社会推進事業」を追加					
事業の必要性と期待される効果	県内においても、地球温暖化に伴う気候変動の影響と考えられる事象である豪雨災害や熱中症患者の増加、農水産物への被害など、県民の生命や暮らしに脅かされる、まさに待ったなしの状況にあります。 <u>三重県地球温暖化対策実行計画では、2020年度までに県内の温室効果ガス排出量を基準年度（2005年度）比で20%削減する目標</u> としていますが、 <u>2016年度実績では11.0%減と、さらなる温室効果ガス排出削減の取組が必要な状況です。</u> 産業部門は削減目標を達成する見込みであるものの、排出割合が大きいことからさらなる取組が必要です。民生業務その他部門および運輸部門、そして排出割合は低いものの民生家庭部門では、削減目標との乖離が大きくなっています。 <u>2020年度には実行計画を改訂し「三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）」を策定すること</u> としており、2050年までの脱炭素社会の実現を見据え、新たに2030年度までの削減目					

標を定める予定です。この目標や脱炭素宣言の目標を達成するためには、温室効果ガス排出に関わる各部門それぞれで、脱炭素に向けた取組が進む必要があります。

県民の皆さん、事業者、行政等の様々な主体が連携し、オール三重で取り組む体制づくりを進めることで、各部門の温室効果ガス排出削減が進み、次期計画の目標達成と将来的な脱炭素社会の実現が可能となります。

取組詳細

取組概要	<p>知事をトップとする脱炭素社会推進チームを設置運営し、課題の共有や意見交換、推進施策の検討を行います。また、脱炭素社会の実現に向けたキックオフイベントとして専門家を招くシンポジウム等を開催するほか、脱炭素経営の取組を進めるため、企業へのアドバイザー派遣を実施します。</p> <p>市町と連携し、県民の皆さんや事業者を対象に省エネ等に関する情報提供や優良事例共有を目的としたセミナー等を開催し、地域における温室効果ガス削減の取組を推進します。</p> <p>県有施設において充電インフラを供用することで、県民の皆さんのEV、PHVへの転換を促すとともに、次世代自動車の普及を図ります。</p>
	取組内容等
	知事復活項目

知事復活項目

(1) 脱炭素社会推進事業

【復活要求額】7,038千円(629千円)

脱炭素社会の実現に向けた機運醸成のため、知事をトップとする推進チームを立ち上げ、意見交換や推進施策の検討を行うとともに、実務担当者による「アクションチーム」によりモデル事業などの推進施策の検討を行います。

また、キックオフイベントとして専門家を招きシンポジウムを開催するほか、世界的にESG投資が広がっている潮流を受け、県内の企業の脱炭素経営の取組や、再生可能エネルギー導入等を推進するため、専門のアドバイザー派遣により支援します。

(2) 低炭素社会づくり推進事業

地域で取り組む低炭素なまちづくりの取組を広げるため、市町等と連携した「低炭素なまちづくりネットワーク会議」を開催し、EV等の活用やLED照明などの省エネ機器の導入に係る必要な情報提供を行うほか、市町の温室効果ガス排出削減につながる普及啓発活動を支援します。

(3) 低炭素社会づくり推進事業（民生部門）

市町や地域等が開催する、家庭向けまたはホテル、旅館など比較的エネルギー消費が多いと考えられる事業者向けの講習会やセミナーにおける、情報提供や優良事例の共有等を講師派遣等により支援します。

(4) 電気自動車等活用推進事業

県民の次世代自動車への転換を促進するため、県施設に設置したEV用急速充電器を運用します。

令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課

環境生活部 ダイバーシティ社会推進課

事業概要

細事業名	外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業費				区分 一部新規
施策	213	多文化共生社会づくり			
基本事業	21302	外国人住民に対する学習機会の提供			
根拠 (法令等)	日本語教育の推進に関する法律 三重県多文化共生社会づくり指針				
予算額等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
	予算額				
	決算額				
事業の目的	<p>日本語は生活のあらゆる場面で使われており、外国人住民が地域社会に参画するためには、日本語を習得する必要があります。</p> <p>このため、<u>日本語の学習機会が県内在住外国人に行き渡ることを目指して、地域の日本語教育の実態を調査したうえで日本語教育実施の具体的な計画を策定するとともに、日本語学習を支援する人材を育成します。</u></p> <p>また、日本語能力が十分でない外国人住民へ適切な情報提供を行うため、多言語での情報提供を行うとともに、多文化共生意識の普及・定着を図るため、日本人・外国人相互の文化・習慣を理解する機会を提供します。</p>				
事業目標	<p>県内における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための計画を策定するとともに、日本語指導ボランティアの育成やモデル事業としての日本語教室の開催により、日本語の学習機会の拡充を図ります。</p> <p>また、行政・生活情報を容易に入手できるよう多言語による情報提供を進めることで、外国人住民と円滑に意思疎通できる環境をめざします。</p>				
前年度から の変更点	新たに日本語教育を推進するための環境整備に取り組みます。				
事業の必要性と期待される効果	<p>日本語教育は、日本語教室を設置・運営する国際交流協会、NPO、ボランティア団体、企業、大学、自治体がそれぞれの性格や役割に応じて取り組んでおり、その役割を明確にするためには実態調査が必要であり、また、多様な主体と連携して、組織的かつ計画的に日本語教育環境を整備するためには、推進計画が必要です。</p> <p>また、外国人住民が地域社会に参画するには、外国人住民自身が日本の文化や言葉、社会生活上のルールを理解するよう努めていく必要があるとともに、地域社会も共生社会の実現について理解し、協力するよう努めていく必要があります。</p> <p>このため、外国人住民に対して、日本語を学習する機会の提供や、社会生活上のルール、</p>				

	地域の課題や取組に関する情報の多言語での提供、相互理解のための啓発事業の実施により、意思疎通が円滑になり多文化共生意識が醸成され、外国人住民を含む地域住民が一緒に地域社会を築くことができます。
--	--

取組詳細

取組概要	<p>地域における日本語教育に関する課題を把握し、日本語教育の実施に関する計画を策定するとともに、日本語学習を支援する人材の育成及び地域の日本語教室への支援を実施します。</p> <p>また、県多言語ホームページにより行政・生活情報を提供するとともに、多文化共生への県民理解の促進に取り組みます。</p>
------	--

取組内容等

知事復活項目

(1) 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業（新規） 【復活要求額】10,156千円（5,078千円）

M i e C o（みえ外国人相談サポートセンター）に、日本語教育の推進に関する司令塔的役割を担う総括コーディネーターを配置し、外国人住民の日本語学習ニーズや使用実態、地域における日本語教育の体制等を調査し、その結果や有識者会議における意見をふまえ、県内の日本語教育の実施に関する総合的な体制づくりのための計画を策定します。また、地域の日本語教室へ、学習支援方法の指導や教材の提供、日本語指導者への助言などの支援を行います。

さらに、大幅に不足している日本語指導者を早急に育成するため、日本語指導ボランティアや企業の日本語指導者等を対象とした研修会を開催するとともに、外国人就労者の多い企業と連携し、休日や夜間の日本語教室をモデル的に開設します。

(2) 多言語行政生活情報提供事業

外国人住民が三重県で生活していく上で必要となる基本的な行政や制度に関する情報、生活情報、地域の課題や取組についての情報を、県多言語ホームページ（M i e I n f o）で、外国人住民のニーズをふまえ迅速に提供します。

(3) 多文化共生啓発事業

市町等が行う多文化共生に関する啓発事業においてブース出展の形態で啓発を行うほか、多文化共生や国際貢献を推進するキーパーソンとなる学校職員等の人材育成を目的とした国際理解教育研修を、県教育委員会やJ I C Aと連携して実施します。

令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課

環境生活部 くらし・交通安全課

事業概要

細事業名	高齢運転者交通安全緊急対策事業費					区分 新規
施策	142	交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり				
基本事業	14201	交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進				
根拠 (法令等)	未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月18日付け内閣府通知）					
予算額等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	予算額					
	決算額					
事業の目的	<u>全国的に高齢運転者による交通事故が問題となる中、本県でも高齢運転者が当事者となる交通事故の占める割合が増加傾向にあることから、高齢運転者の交通事故防止に向け、安全運転を支える対策としての「後付け安全運転支援装置の普及事業を実施する市町への補助」及び「運転に不安を覚える高齢者の支援」を実施することで、安全安心な交通環境を実現させ、交通事故及び死者数の減少を図ります。</u>					
	<u>また、安全運転サポート車普及啓発も既存事業と併せて実施していきます。</u>					
事業目標	<u>高齢運転者の交通事故防止に向け、国や市町、関係団体と連携の上、運転を継続される方々には後付け安全運転支援装置の取付支援、運転免許証返納をお考えの方々に対しては、運転免許証自主返納の促進などの取組を重点的に進め、安全安心な交通環境が実現し、交通事故及び死者数が減少している状態をめざします。</u>					
前年度から の変更点	新規事業					
事業の必要性と期待される効果	<u>全国的に高齢運転者による交通事故が問題となる中、安全安心な交通環境を実現させる必要性があり、事業実施により、後付け安全運転支援装置の取付支援と運転免許証自主返納促進の双方を進めることにより、交通事故及び死者数の減少が期待されます。</u>					

取組詳細

取組概要	・「後付け安全運転支援装置」を取付けた高齢者に対して助成を行う市町への補助を実施します。
	・安全運転サポート車等普及啓発を実施します。 ・運転免許証自主返納制度、自主返納サポートみえの広報啓発を実施します。

取組内容等

知事復活項目

(1) 後付け安全運転支援装置の普及事業実施市町補助事業 【復活要求額】18,000千円(18,000千円)

ア 概要

「後付け安全運転支援装置」を取付けた高齢者に対して助成を行う市町への補助を実施します。

イ 補助額

国補助額を除いた部分を補助対象額とし、市町補助額の1／2（補助対象額の1／3以内かつ1万円を上限）とします。

ウ 補助対象

70歳以上の高齢者を対象とします。

エ 補助対象製品

国サポカー補助金対象の中の後付け安全運転支援装置とします。

オ 補助台数（想定）

1,800台

カ 実施期間

3年間

(2) 運転に不安を覚える高齢者支援事業

【復活要求額】50千円(50千円)

運転免許証自主返納制度、自主返納サポートみえの周知を図るための広報啓発を実施します。